

町村週報

(町村の購読料は会費)
の中に含まれております)

2708号

毎週月曜日発行

発行所 全国町村会 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486 FAX03-3580-5955

発行人 山中昭栄：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110-8-47697

<http://www.zck.or.jp>

白鳥山山頂から富士をのぞむ (山梨県南都町)



論 説	ポスト構造改革時代の地域再生と基礎自治体の役割……京都大学大学院教授 岡田 知弘……(2)
政 策	「合併促進運動」の規定を撤廃 合併特例法・自治法改正案など提出へ…総務省……(5)
フ ォ ー ラ ム	緑住文化都市を目指して！…愛知県原幸田町……(8)
情 報	町村Nav……(12)
政 策	集落の暮らしの安定・安心求め報告書…国土交通省研究会……(13)
随 想	嘘をつかない事……山梨県町村会会長 南部町長 望月 秀次郎……(16)

閑話 休題

さまざまな補助人の価値

早稲田大学教授

宮口 侗 迪

山口県長門市の山間に、ひなびたいい雰
囲気の温泉旅館街を持つ俵山という地区が
ある。例にもれず過疎化が進行しているこ
の山間地区で、6年前、中堅の男たちが、
グリーンツーリズムによる地域活性化を目
指して立ち上がった。

まず青年部が実働部隊を組織し、市役所
勤務のメンバーから情報を得て、平成17年
度の国交省地域振興アドバイザーの派遣を
申請した。そしてその白羽の矢が立ったの
が、愛知県豊根村で山村留学を手がけてこ
られた黍嶋久好氏と遠藤聰氏そして筆者で
あった。関係者の意識は高かったが、現地
で筆者らが直感したのは、その活動が住民
の中に大きく広がっていく困難さであっ
た。そこで黍嶋氏と筆者は、「地域づくり
インターン事業」で学生が入ることで、地
域の人がすなおに活動の輪に加われるこ
強くアドバイザーした。

反応は敏感で、翌年度直ちにインターン
事業に応募し、3年間、学生を受け入れた。
グリーンツーリズムというお題目には二の
足を踏む人も、学生が来るから泊めてやっ
てもらえないかと頼まれれば、何とかして

やるうという気になりやすい。そして学生
を泊めることが意外に楽しいことであるこ
とがわかると、その空気はすぐに地元へ広
がる。平成19年には東京都立高校の修学旅
行を受け入れ、20年度と21年度は「こども
農山漁村交流プロジェクト」の山口県モデ
ル地区として、延べ400名が宿泊するこ
う、驚くべき展開になった。21年5月には
「NPO法人ゆうゆうグリーン俵山」が
発足し、受け入れ態勢も整った。集落での
棚田オーナー制や農家レストランの試みも
始まっている。

筆者は昨秋、アドバイザー事業のフォ
ローアップのために4年ぶりに現地を訪
れ、このすばらしい展開を確認できて、こ
の上なく嬉しかった。すっかり成長した関
係者から、学生との交流がいかにその後の
展開に役立ったかを、何度も聞くことがで
きたからである。地域は、人が力をつける
ことによってしか再生しない。そして他人
との交流がそのエネルギーのもとになる。
専門家や学生との交流で行政職員がいかに
成長するか、さまざまな補助人の価値を改
めてかみしめてほしい。

● 写真キャプション ●
山梨県最南に位置する南都町。山梨百名
山に選定された山々や渓谷が四季折々の
美しさを見せる。なかでも白鳥山森林公
園からの富士山の眺望は、国土交通省関
東整備局主催の「関東の富士見100景」
に選ばれている。森林公園から徒歩10
分、白鳥山山頂では、富士山と周囲の山々
を見渡せる素晴らしい眺望が開ける。

視 点

ポスト構造改革時代の 地域再生と基礎自治体の役割

京都大学大学院教授 岡田 知弘

一 戦後最大の経済危機と地域再生問題

二〇〇八年秋の「リーマン・ショック」以来、日本をはじめとして先進各国は、「グローバル恐慌」ともいわれる戦後最大規模の世界恐慌のなかで呻吟している。「百年」一度の経済危機

論の下で手厚い行財政支援を受けた自動車や電機メーカーは業績を回復しているものの、その多くは中国を中心とする新興国向けの輸出関連市場であり、地方の町村部では景気回復の動きは見られない。

むしろ、自動車、家電産業の部品工場を中心として、「派遣切り」から「工場閉鎖」の段階へと深刻さが増している。東北、北陸、北近畿、九州などで誘致企業の撤退や工場閉鎖、さらに地域百貨店の閉鎖が相次いでおり、地域住民の働く場と所得が急速に失われて

きている。自動車、家電メーカー大手は、派遣労働者への規制圧力が高まるなかで、いつそこの海外生産の強化と、国内工場の閉鎖をすすめようとしているからである。

だが、これでは一部の多国籍企業の「企業再生」はできたとしても、日本の地域、とりわけ町村部の地域経済の再生にはつながらない。そもそも、町村部の地域経済の衰退は、今回の経済危機から始まったわけではない。一九八〇年代後半以降の経済のグローバル化にともなう、工場の海外移転、農林水産物や繊維品などの地場産品の輸入促進政策に加えて、二〇〇〇年代に入

った構造改革の一環としての市町村合併の推進と「三位一体の改革」による大幅な歳出削減と公共事業の縮小

が重なったことが原因である。これによって、人口減少が加速し、中山間地

域では「限界集落」、「限界自治体」が増えるだけでなく、自殺や孤独死といった地域社会の崩壊ともいえる悲惨な状況が広がっている。また、耕作放棄地や荒廃山林が増大するなかで集中豪雨による土砂災害や水害も急増し、人間が生き続けること自体が、社会的側面においても、国土保全の側面においても難しくなっている。

つまり、一部の多国籍企業やその本社が集中する大都市都心部だけを優遇する従来の構造改革の方向ではなく、

列島上の国民一人ひとりの命と安全で安定的な暮らしを第一にした再生が強く求められている時代となっているのである。このような時代において、市町村合併や道州制で地域は活性化するか」とか、「企業誘致で活性化するか」という考え方は、もはや通用しない。

小論では、そもそも、誰のための地域再生なのかという根本に立ち返って、構造改革の失敗が明白になった新しい時代において、基礎自治体が地域づくりに果たしうる役割を明らかにしたうえで、地域再生の視点と方向性について私論を述べてみたい。

二 「平成の大合併」で地域は活性化したか

「多国籍企業に選んでもらえる国づくり、地域づくり」を求めた日本経団連の要望に応えた小泉純一郎内閣は、構造改革の一環として、「平成の大合

併」と地方交付税の大幅削減を主要内容とした「三位一体の改革」を遂行した。二〇〇一年の「骨太の方針」では、市町村合併を進めることで地域は活性化

論 説



岡田 知弘 (おかだ ともひろ)

1954年富山県生まれ。京都大学大学院経済学研究科博士後期課程修了後、岐阜経済大学講師・助教授を経て、京都大学大学院経済学研究科教授に。専門は、地域経済学、農業経済学。日本地域経済学会理事長、自治体問題研究所理事長。

主な著作に、『地域づくりの経済学入門』自治体研究社、2005年、『一人ひとりが輝く地域再生』新日本出版社、2009年、『新自由主義か 新福祉国家か』(共著)旬報社、2009年、『増補版 道州制で日本の未来はひらけるか』自治体研究社、2010年がある。

されるとした。その理由を、総務省のホームページでは、「より大きな市町村の誕生が、地域の存在感や『格』の向上と地域のイメージアップにつながり、企業の進出や若者の定着、重要プロジェクトの誘致が期待できます」と述べていた。

だが、そもそも、地域経済の衰退や地方財政収入の減少は、前述したような経済のグローバル化とそれを政策的に押し進めた経済構造改革政策によるものであり、決して基礎自治体の大きさや「存在感」「格」「イメージ」にあつたわけではない。明らかに見立ての間違いであった。実際に、鳴り物入りで大型合併したほとんどの基礎自治体では、とくに周辺部での地域経済と地域社会の衰退、あるいは崩壊ともいえる状況が広がっている。

最大面積の基礎自治体となった岐阜

県高山市では、市街地から最も離れた旧高根村で、合併後わずか四年間で三割の人口減少を記録している。第二位の面積をもった政令指定都市浜松市でも、北部の旧町村からなる天竜区で、十五%を超える人口減少率となっている。つまり、消防署職員の広域異動の結果、救急車が山村で迷子になるという事態も生じている。

このようなことは、多かれ少なかれ、大規模合併自治体で共通して見られる現象であり、合併した自治体の住民からは「こんなはずではなかった」「だまされた」という怨嗟の声が噴出した。この結果、「さらなる合併」を進めようとした第二九次地方制度調査会の最終答申においても、政府推進による合併政策については「一区切り」をつけると書かざるをえない事態となったのである。

三 地域づくりの主体としての基礎自治体

大規模合併した地域の現実を見れば、市町村合併が地域経済の活性化につながらず、むしろ衰退を招く原因が明らかとなる。逆に反面教師として、地域づくりにおける基礎自治体の役割を再発見することができる。

地域経済が毎年持続し、雇用や所得が維持されるということは、その地域において毎年まとまった投資がなされていることを意味する。これを地域内再投資と呼ぶ。投資主体は、企業や農家、協同組合、NPOだけではない。町村役場という基礎自治体も、毎年、行財政支出を行う投資主体である。とりわけ、人口が少ない小規模自治体ほど、地域経済に占めるウエイトは大きい。地域内で最大の雇用主体でもある。

さらに、基礎自治体は、その地域の国土保全から始まり産業、教育、福祉等、住民の生活全体に関わる行政サービスを、職員の手や農業委員会、商工会、社会福祉協議会を通して日夜行っ

ている。さらに、集落や自治会での地域づくりや定住条件の確保についても、きめ細かなサービスも行っている。市町村合併というのは、地域経済から、大きな地域内再投資主体である役割をなくし、さらに農業委員会や商工会、社会福祉協議会を統廃合し、住民の生産や生活支援機能を弱めることを意味する。合併後の旧町村役場は支所となり、ほとんどは窓口機能しかなくなり、地域づくりの相談・支援や、その地域に即した効果的な行政サービスをを行うことができなくなっている。役場がなくなり、中学校や小学校も統廃合されてしまうと、一気に農山村は衰退する。これが、前述の高山市や浜松市では合併特例期間であるにも拘らず、短期間のうちに表面化したのである。地方交付税の算定特例期間が終了する合併十六年後には、さらに悲惨な状況が現出することになるだろう。

四 「小さくても輝く自治体」から学ぶ地域内再投資力と地域内経済循環

大規模広域合併した基礎自治体が苦境に陥っているのとは対照的に、政府による半強制的な合併政策に明確な反対表明をした「小さくても輝く自治体フォーラム」に参加する人口小規模自

治体の地域づくりの取り組みには特筆すべきものがある。

「一人ひとりが輝く地域づくり」を目標に、村単独の圃場整備事業(田直し事業)を行い高齢者農家の負担を軽

論 説

減するとともに、村内建設業者の仕事
を創造し、高齢化に対応した高付加価
値型の農業を村が育成したり、多数の
住民参加による下駄履きヘルパー制度
を住民主導で構築し、福祉、防災、雇
用機会の創出を一体的に行なうたうえ
介護保険料や国民健康保険料を低水準
に抑えることに成功した長野県栄村
は、その代表例である。

宮崎県綾町、徳島県上勝町、高知県
馬路村、長野県阿智村、岩手県紫波町
などでは、地域の農林業資源を活用し
て、有機農業、森林エネルギーの活用
を行うだけでなく、地球環境問題への
積極的な貢献も行っている。

いずれの地域の取り組みも、基礎自
治体としての町村役場が、住民と協働
しながら、地域内再投資力を、財政的
支援だけでなく、県や農協等の支援も
得ながら、技術面、経営面、販売面
において高めていく努力を行っている点
で共通している。

また、地域には、産業、福祉、教育、

五 地域の個性の発見と住民の自治力

地域づくりとは、崩壊しつつある地
域経済・社会を意識的に再構築する取
り組みである。その出発点は、地域の個
性の発見と、その担い手である住民の
自治力を高めるところにある。地域の
個性とは、他の市町村には見られない、
その地域固有の特徴である。自然、景
観、歴史的遺産、伝説、伝統文化から

交通、環境、国土保全の問題が、相互
に連関しながら存在しているが、それら
を総合的に把握して、横断的な地域政
策を立案していることも重要な点であ
る。これは、小規模自治体だからこそ可
能なことであり、大規模自治体ほど、縦
割り行政の弊害に陥り、住民の生活の
場である地域への政策効果は薄まる。

さらに、高齢者が現役の地域づくり
の担い手として活躍しているだけでな
く、年金経済(栄村では村の小売販売
額に相当する)を、お買い物券、タク
シー補助券等の福祉施策を通して地域
経済に循環させる取り組みによって、
より若い世代の所得の源泉を生み出す
ことにもつながっている。

このように基礎自治体が公的資金も
含めて地域内に経済循環を組織するこ
とにより、資金の回転数が増加し、地
域内再投資力は高まり、所得が域内に
行きわたることになる。つまり、団体
自治と住民自治と地域づくりは、「三
位一体」の関係にあるといえる。

は、じまり産業や教育、福祉に関わる特
徴もある。これらが、地域づくりをす
すめていくための貴重な資源となる。

問題は、そのような地域の資源を発
見し、活かす主体がすべには見つから
ないことである。前述の小規模自治体
のほとんどに共通していることは、い
ずれも公民館活動が盛んで、一人ひと

りの住民が公民館での学びをもとに、
地域の個性を知り、地域づくりにおい
て何らかの役割を積極的に果たしてい
る点である。綾町では、大分県の「一
村一品運動」に先立ち、「一家一品運動」
を公民館を中心にしない、ホンモノづ
くりに取り組む中で、有機農業の里と
して大きな発展をみた。これらの運動
を学んだ阿智村では、公民館を中心と

六 一人ひとりが輝くために 地域住民主権の発揮

地域資源の調査をしていけば、ほと
んどの場合、それぞれの地域に住む
人々と、そのつながりこそが最大の宝
物であることがわかる。その住民が主
権者としてつくりあげているのが、本
来の基礎自治体である。

立派な道路ができたり、ハイテク工
場ができたとしても、その地域に住む
人々の暮らしが維持、向上しなければ、
地域が活性化したことにはならない。
何よりも基礎自治体の主権者である一
人ひとりの住民が健康で輝くような人
生を送ることこそ、地域再生の最大の
目標にすえられなければならない。地
域に存在する中小企業、農家、協同組
合、NPOをつなぎあって地域内経済
循環の網の目を何重にも広げていけ
ば、それぞれの地域の圧倒的多くの
人々の生活の向上と結びつくことにな
るわけである。

そのためには、地域のことは住民自
身が決定し、自ら地域づくりに関わる

した地区ごとの計画を住民自身が作成
し、それを束ねた総合計画づくりと地
域づくりの実践が展開されている。ま
さに、社会教育による学習の力、自治
力が、地域づくりと住民自治の強化に
つながり、時代にあった地域づくりの
創意工夫が柔軟に展開されているので
ある。

という地域住民主権こそが必要なこと
である。民主党を中心とする新政権は、
「地域主権改革」を標榜しているが、「地
域主権」は、問題の多い概念である。
現行憲法では、国や地方自治体の主権
者は国民にある。「地域」という無限
定的な言葉は、いつでも道州制や三百
基礎自治体に変わりうる曖昧なもので
ある。そうなれば、これまでの構造改
革以上に矛盾が大きくなるだけであ
る。これまでの地域開発政策や「平成
の大合併」の失敗に学ぶならば、団体
自治のみを強くすることはなく、住
民自治に基づく団体自治を、行財政面
で保障することこそが、地域と日本を
再生する道であるといえる。大規模合
併自治体で問題が生じているところ
は、むしろ「分離・分立」によって、
生活領域に近い基礎自治体に創りなお
し、現行合併自治体については広域事
業に特化した広域連合へと創造的に発
展させることが求められている。

政 策

政策解説

「合併促進運動」の規定を撤廃 合併特例法・自治法改正案など提出へ

総務省

総務省は、今通常国会に「市町村合併特例法改正案」や「地方自治法改正案」「地方交付税法等改正案」など総計9件の法案を提出する。うち、合併特例法改正案では、第29次地方制度調査会答申を受け、全国的な合併促進運動を現行法の期限である今年3月末で「一区切り」し、合併の障害除去規定に限定して10年延長する。自治法改正案では、行政機関等の「共同設置」の対象を内部組織などにも拡大することなどを盛り込む。なお、同省は、「地方政府基本法」制定に向け地方自治法の抜本改正を検討する地方行政財政検討会議の初会合を1月20日に開いた。検討項目には、一元代表制を前提とした自治体の基本構造の多様化や基礎自治体の区分の見直しなど、町村にも大きな影響が及ぶ項目が挙がっており、今後の動向が注目される。

合併の障害除去中心に10年延長

「市町村の合併の特例等に関する法律の一部を改正する法律案」は、「自主的な市町村の合併が引き続き円滑に行われる」よう、市町村合併特例法の期限を10年延長するとともに、市町村の合併が相当程度進捗していることから「都道府県等の積極的な関与による市町村の合併の推進を定めている規定」を廃止する。

具体的には、目的規定の「合併の推進」を「合併の円滑化」に改正する。また、合併推進に向けた国、都道府県による積極的な関与の廃止では、総務大臣による市町村の合併の推進に関する

基本方針、都道府県による市町村の合併の推進に関する構想・合併協議会の設置の勧告などを廃止する。さらに、合併する場合は、市となる人口の要件を5万人から3万人に緩和する「三万市特例」も廃止する。

その一方で、「障害除去のための措置」は存置する。具体的には、①議会の議員の定数又は在任特例②地方税に関する特例③合併算定替一などは引き続き残す。

施行期日は、現行法の期限後の10年4月1日とする。

平成の大合併で、市町村数は3、232団体（1999年3月31日）が今年3月31日には1、730団体にまで減少する。この結果、新潟県や広島県、

愛媛県、長崎県では市町村数が7割以上も減少、福井県や香川県では県下市町村数が17団体になった。このような経過から第29次地制調査答申(09年6月)では、「合併促進運動も10年が経過、従来と同様の手法を続けていくことには限界がある」とし、現行合併特例法の期限である「平成22年3月末までで一区切りすることが適当」としていた。

「共同設置」の対象を内部組織等に拡大

「地方自治法の一部を改正する法律案」は、地方自治体の組織及び運営について地方分権推進のため、①地方議会の議員定数設定の自由化②共同設置が可能な機関の範囲の拡大のほか、直接請求制度の適正な実施を確保するため必要な改正を行う。

行政機関等の共同設置では、効率的な行政運営や小規模市町村の事務の補完を可能とするため、保健所その他の行政機関、地方自治体の長の内部組織、委員会または委員の事務局等について共同設置できるようにする。既に総務省の「地方公共団体における事務の共同処理の改革に関する研究会」（座長・辻塚也一橋大学大学院教授）が1月25日に報告書をまとめている。同報告は、行政サービスの広域化・高度化や小規模団体の事務執行の確保、地方分権・事務権限の移譲への対応のため現行共同処理の制度改正の必要性を指摘。そ

政 策

〔参 考〕 今国会における地方自治法改正の検討事項

(地方行財政検討会議提出資料より)

1 地方分権の推進を図るための措置

- (1) 議員定数の法定上限の撤廃
地方公共団体の議会の自主性・自律性を拡大するため、県議会及び市町村議会の議員定数について、上限数を人口に応じて定めている規定を撤廃する。
- (2) 議決事件の範囲の拡大
議会機能を充実・強化するため、法定受託事務に係る事件についても条例で議会の議決事件として定めることができることとする。
- (3) 行政機関等の共同設置
効率的な行政運営や小規模市町村の事務の補完を可能とするため、保健所その他の行政機関、地方公共団体の長の内部組織、委員会又は委員の事務局等について共同設置を行うことができることとする。
- (4) 全部事務組合等の廃止
特別地方公共団体のうち、全部事務組合、役場事務組合及び地方開発事業団について、長期にわたって設立の事例がなく今後存置する意義がないと見込まれることから、廃止する。
- (5) 地方分権改革推進計画に基づく義務付けの廃止
地方公共団体の自主性・自律性がより発揮されるようにするため、地方分権改革推進計画に基づき、次に掲げる義務を撤廃する。
 - ・財産区の財産処分等の協議義務
 - ・内部組織条例の届出義務
 - ・市町村基本構想の策定義務
 - ・予算・決算の報告義務
 - ・広域連合の広域計画の公表・提出義務
 - ・条例の制定改廃の報告義務

2 直接請求制度の改正

- (1) 直接請求代表者の資格制限の創設
平成21年11月18日の最高裁判決^{*}を受け、直接請求について、請求手続における請求代表者の資格制限を設ける。
^{*} 地方自治法施行令の各規定のうち、公職選挙法の規定を準用することにより請求代表者の資格を制限している部分は、その資格制限が請求手続にまで及ぼされる限りで無効であると判示したもの。
- (2) 署名に関する罰則の追加
直接請求のための署名の自由と公正を確保するため、地位を利用して署名運動をした公務員等に対する罰則を新たに設ける。

の具体策として、機関等の共同設置制度の対象を内部組織、行政機関、事務局に拡大するよう提言した。そして、「共同設置制度の活用が期待できる部門」に「税務事務や監査、保健所、会計管理、消費生活センター、保健福祉、職員研修、観光振興などを挙げた。地方自治法改正案では、これらを可能とする共同設置の制度改正を盛り込む方針だ。

併せて、特別地方公共団体のうち、全部事務組合、役場事務組合、地方開
「広域連合の広域計画の公表・提出義務」「内部組織条例の届出義務」「条例
「発公社について、長期にわたり設置事例がなく、今後も存置する意義がないとして廃止する。
また、地方自治体の自主性・自律性がより発揮できるようにするため、昨年暮れに閣議決定された「地方分権改革推進計画」に基づき義務付けの廃止も盛り込む。具体的には、「市町村基本構想の策定義務」「財産区の財産処分等の協議義務」「予算・決算の報告義務」

の制定改廃の報告義務」を廃止する。直接請求制度の改正では、最高裁判決（09年11月18日）を受けて直接請求の請求手続における請求代表者の資格制限を設ける。また、直接請求のための署名の自由と公正を確保するため、地位を利用して署名運動をした公務員等に対する罰則を新たに設ける。
このほか、地方自治体の議会の自主性・自律性を拡大するため、県議会と市町村議会の議員定数について、上限数を人口に応じて定めている規定を撤

廃。また議会機能を充実・強化するため、法定受託事務に係る事件についても条例で議会の議決事件として定めることができるようにする。

「地方自治法を抜本改正」へ
自治法を抜本改正

原口一博総務相が昨年暮れに公表した「原口プラン」では、「法制関連」として、「地方自治法」(地方自治法の抜本見直し)の制定や「国・地方の協議の場」法制化などを盛り込んだが、今通常国会に提出する自治法改正案は、「地方自治法」に向けた第一段階と位置付けている。
そして、総務省は「地方自治法」の制定に向け1月20日に「地方行財政検討会議」の初会合を開いた。同会議は、原口総務相を議長に、政務3役と自治体関係者・有識者ら18人で構成。今後、地域主権確立を目指した地方自治法の抜本的な見直し案を取りまとめる。これまで地方自治制度の見直しを検討してきた地方制度調査会(首相の諮問機関)に代わる検討組織に位置付けられるものとみられる。
初会合で示された「検討の視点」では、「地方自治法の規律密度が高く、自治体の組織・運営について裁量余地が乏しいという指摘があるが、自治体の自由度を拡大すべきではないか」との認識を示した上で、具体的な検討項目に①二元代表制を前提とした自治体

政 策

の基本構造の多様化②基礎自治体の区分の見直し③都道府県間・基礎自治体間の広域連携のあり方④一般的な住民投票制度のあり方⑤長が多選制限その他の選挙制度の見直し⑥規模拡大に伴う自治体経営への住民参画の手法⑦不正経理事件等を踏まえた監査制度等の抜本的見直しなどを挙げた。うち、基礎自治体については、平成の大合併で市町村の姿が変貌しているとして「現行の基礎自治体のあり方(市と町村、市の中の区分)はこれにふさわしいものとなっているか」を「検討の視点」に挙げた。

初会合では、構成員間の自由討議で終えたが、今後、毎月1回ペースで会合を開き、来年の通常国会に自治法の抜本改正案を提出する。

今後、同会議がどこまで踏み込んだ改革案を打ち出すかは、なお不透明。しかし、鳩山由紀夫首相が1月28日の施政方針演説で「地域主権の実現は、国のかたちの一大改革であり、鳩山内閣の改革の第一目一番地」「本年を地域主権革命元年とする」と強調した。新政権は「政権交代」の実績を示すためか、敢えて地方行政制度についても大胆な改革を打ち出そうとの意欲が目立つ。今後、町村に大きな影響を与える制度改正が打ち出される可能性もありそうだ。

なお、検討項目には大胆な改革が盛り込まれているが、初会合の前に総務

省顧問の橋下徹大阪府知事が「地域主権型の国のかたち」として首長と地方議会が協働し責任を共有する「議会内閣制」を提案。松沢成文神奈川県知事も、今の地方自治法は「国が地方自治体を管理するための法律だ」として「地方自治基本法」に抜本改革するよう提案している。両知事提言と地方行政検討会議の検討課題が重なる。

もちろん、原口総務省は顧問任命について「総務省の中で閉じた議論を地域に押し付けるのは中央集権そのもの。改革の先頭に立っている方々の知恵を頂き改革の理念を固めたい」と述べたように、顧問の意見反映は当然といえる。それだけに、今後の地域主権改革では、総務省顧問の動向も注目されるところだ。

地方行政検討会議の構成員

▽政務三役等 原口一博総務相、渡辺周総務副大臣、小川淳也総務大臣政務官、逢坂誠二首相補佐官▽地方自治体関係者 逢増拓也岩手県知事、奥山恵美子仙台市長、松田直久三重県津市長、横尾俊彦佐賀県多久市長、寺島光一郎北海道乙部町長、金子万寿夫鹿児島県議長、五本幸正富山市議長、野村弘長野原上松町議長▽有識者 石原俊彦関西学院大学教授、岩崎美紀子筑波大学教授、碓井光明明治大学教授、斎藤誠東京大学教授、西尾勝東京大学名誉教授、林宜嗣関西学院大学教授

(自治日報記者 井田正夫)

町村専用ページ「町村.com」をご覧になっていますか

http://www.zck.or.jp/choson/

全国町村会では、全国の町村との連携を密にし、町村長と町村職員のみなさんの情報収集の利便性を向上させるため、町村専用ページ「町村.com」を開設しています。

「町村.com」では、全国町村会の活動状況や中央省庁などの政策情報を随時ご提供しているほか、全国の町村の先進的な取り組み事例をはじめ、各種統計資料など様々なデータも公表しています。

私どもは、「町村.com」が町村関係者にとって真に役立つホームページとなることを目指し、これからも充実をはかっていきたいと考えていますので、ご覧になったご感想・ご意見を、下記のメールアドレスにお寄せください。

kouhou@zck.or.jp

- ・「町村.com」は、町村関係者の方だけがご利用いただける専用ページです。ご覧になる際は、所定のパスワードが必要になります。
- ・ユーザー名とパスワードは、各町村にお知らせ済み(平成18年9月27日付)ですが、お問い合わせは、全国町村会広報部までメール(kouhou@zck.or.jp)でお願いいたします。





緑住文化都市を目指して!

「幸田の三河万歳」と「深溝松平」の文化・歴史から



「暮のある心のかよう活力あるまち・幸田」の概要

幸田町は、愛知県の中央南部に位置し、名古屋市から南へ約45km、東三河の中核都市である豊橋市より西に約30kmにあり、東西・南北約10kmの楕円形で総面積56.78平方km、海拔5mから439m、人口37,416人（H21.12.1現在）で北に岡崎市、南に蒲郡市、西に西尾市と接し周囲を市に囲まれた町です。

人口は、最近伸び悩んでいるものの西三河地域の中で増加を続けてお

り、本町の平成12～17年の人口増加率は、大規模工場跡地の住宅開発、新たな土地区画整理事業等により6.5%と高い伸び率を示しています。

昭和29年1月1日に幡豆郡豊坂村と合併し新生幸田町となり、今年で56年を迎えました。先の平成の大合併の中、本町は自立の道を選択し、現在も持続可能なまちづくりに努力しています。

本町の地形は、東部の遠望峰山（とぼねやま・標高439m）、南部の三ヶ根山（さんかねさん・標高325.7m）が連なり扇形状をなして盆地を形成し、北西へと濃尾平野が広がっています。また、これらの谷間を流れる一級河川広田川、南部から三河湾へそく二級河川拾石川等があります。なお、平成20年8月末豪雨で広田川の堤防が決壊し甚大な被害を受けた地区はこの低地の中心であります。

気候は、温暖で年間を通して快晴の日が多く降雪は極めて少なく、平均気温は16度、平均月雨量は112mmです。

特産物は、江戸時代後半から農家の庭先で栽培が始まった「筆柿」が全国



こう た ちょう
愛知県 幸田町

△町の宝である「幸田の三河万歳」は子どもたちに受け継がれていく

フォーラム

▷豪雨災害を乗り越えて凧揚げまつりも復活した



町の福祉施策として主

三ヶ根駅の2駅が開設されています。また、

公共交通では、JR 東海道本線が町の南北を縦貫し、明治41年に幸田駅、昭和42年に

また、商業部門では、古くからJR 東海道本線幸田駅と三ヶ根駅を中心に

8号、東西軸に地域高規格道路の名豊道路(国道23号岡崎バイパス)が整備

現在、幸田町は第5次幸田町総合計画(2006→2015)を指針に、町を取り囲む豊かな自然やこれまでに培ってきた歴史、文化そして人と人とのつながりを大切に、新しい発想と視点のもとに「住んでよかった、住みたくなるまちづくり」を進めています。

「人と自然を大切に作る緑住文化都市」をめざして

商店街が軒を並べていましたが、近年の自動車交通の発展と郊外に大型店舗が進出したことにより、本町もご多分に漏れず閉店や空き店舗が目立ってきました。そのため土地区画整理事業により、目下駅前商店街の活性化・再生に取り組んでいます。

◁平成23年度末の開業をめざす新駅のイメージ



に移動困難者を対象に福祉巡回バスを無料で、町内全域を3ルート運行しています。

そして、現在JR東海道本線幸田・岡崎駅間に平成23年度末の開業をめざして新駅の整備を進めており、この新駅周辺の市街地と既存の2駅及び、幸田町民会館等の文化施設のあるハッピネス・ヒル・幸田周辺の交流拠点を加えた「3駅プラス1」構想によりコンパクトでまとまりのあるまちづくりを進めています。

特に、幸田町を取り巻く環境の変化、社会情勢の変化等に対応する取り組みと、快適な暮らしを維持するため、ま

ちづくりと都市交通が一体となった施策として、「幸田町都市交通マスタープラン」を策定し、「人・まち・地球を大切に作る都市交通の実現」をめざしています。

また、このビジョンを早期かつ確実に実現するために市街地整備、都市交通、住民生活等多岐な分野において、行政や公共交通機関の事業者並びに住民等の関係者が協働・連携を図りながら、総合的な都市交通として「幸田町総合交通戦略」を策定しています。この戦略プロジェクトを推進することにより、町内市街地のほとんどが駅勢圏でカバーでき、過度に自動車利用に偏重した交通体系を、公共交通を軸とした「人と自然を大切に交通体系」へ転換していきます。

重要無形民族文化財 「幸田の三河万歳」の伝承

徳川家康生誕の地である隣接岡崎市とその周辺の三河地方に伝承されている代表的な古典芸能に三河万歳があります。江戸時代、徳川幕府の庇護を受け、正月初頭に門付けして回る祝福芸で、太夫と才蔵が一組になり、才蔵の打つ鼓の拍子に乗って祝言を述べ、滑稽な言葉のやり取りをし、舞を披露する芸能です。明治12年1月に御祝儀謡曲として諸国巡業が認められ広く人々に知られるようになりました。

フォーラム

幸田にこの三河万歳が伝えられたのは明治30年。当時幸田村の若者が、西尾の森下万歳の太夫の相手役となった才蔵を勤めたことが発端で、国の安泰、五穀豊穡、無病息災を祈願して回ったことにより始まったと言われています。

昭和52年に、三河万歳の保存と振興のため幸田町三河万歳保存会が結成されました。その後、昭和57年3月には愛知県の無形民族文化財に指定され、



▷「幸田の三河万歳」は、毎年恒例のしだれ桜まつりでも評判だ

このことにより、保存会では後継者の育成に一層の力を注ぎ、昭和58年に幸田町立中央小学校に三河万歳クラブが創設されました。こうして手まねと口伝による鼓打ち、舞い等の指導が始まりました。そして、平成7年12月には地道な活動が広く認められ、国の重要無形民族文化財指定を受けることとなりました。

国の指定を受けてから「幸田の三河万歳」に特に目が向けられるようになり、全国からお呼びがかかるようになりました。

2005年の愛・地球博では、三河万歳保存会、中央小学校三河万歳クラブが会場で三河万歳の披露をしました。愛・地球博の大舞台に立つことで、例年にも増して練習に身が入り、子どもたちにとってこうした大舞台での出演は、後世に継承する意識が根付くきっかけとなり充実感とともにかけがえのない財産となったようです。

一番よく見かける万歳が「御殿万歳」で、初めに「鶴は千年亀は万年の目出度く申す」という祝詞が始まります。最もありがたいとされる柱立ての祝詞「十三柱の神様（じゅうさんばしらのかみさま）」を詠み上げ、次にお正月の飾り物遊び事を舞い上げ、最後は七福神の舞いで終わります。この七福神の神様にあやかるよう、お互いの幸福を幾久しくお祈り申し上げる万歳であり、敬老会や、幸田町文化発表会などで

で演じられ、広く町民に親しまれています。

また、幸田の三河万歳は独特の「数え歌」が伝承されており、この「数え歌」は全国どこを探してもなく、幸田町三河万歳保存会の先駆者たちが、精魂込めて創り上げた万歳で、昔から十までの祝事等を詠み上げる数え歌です。

幸田町では、このような国の重要無形民族文化財に指定されている「幸田の三河万歳」の保存活動に今後も力を注ぎ、後継者育成等に積極的に支援をしていきます。

三河武士「深溝松平氏」の歴史的遺産

平成20年8月末豪雨は、幸田町で最大時間雨量116mm、総雨量404mmを記録しました。本町の基幹河川である広田川の堤防が約80mに渡って決壊しおおよそ200haが浸水、総被害額8億9、200万円というかつてない甚大な被害を被りました。徳川家康ゆかりの三河松平氏の一つである深溝（ふこうず）松平家墓所がある深溝・本光寺の東御廟所も被災しました。豪雨により大きく傾いた第7代松平忠雄公の墓塔を修復するにあたり、本光寺・本光寺東御廟所調査会にて平成21年3月から5月まで学術的な発掘調査が実施されました。

この発掘調査の結果、地下約2mの深さに床及び四方を石で囲む埋葬用の石室が確認され、内部に六角形の棺や副葬品が多数出土し大変な話題を呼ぶこととなりました。

主な出土品は、太刀及び刀、鏡、石帯、香道具、化粧道具、印籠、銀製ポット及び銚子、真鍮製椀、蒔絵箱、文房具、海外製グラス、メガネ、小判、一分金で、方形の石室に六角形の木棺を納める形式は全国的にも類例がほとんど無く、豊富な副葬品は、質・量ともに圧巻で、特に、小判43枚、一分金1



▷松平家墓所から発掘された小判と一分金

フォーラム

17枚は格段に多く、石高に比例しない副葬でした。

近世の譜代大名の墓所として愛知県下では初の考古学的手法を用い、調査学的成果として埋葬状況が明らかとなりました。副葬品の多様さから、被葬者の豊かな日常生活が偲ばれ、過去の文献史料で語られる以上の忠雄公の幅広い趣味の世界も明らかとなりました。そして、数多く副葬された西欧的な遺物は忠雄公自身が使用していた可能性が高く、島原藩主として長崎の監



▷幸田町の観光拠点、深溝松平氏ゆかりの古刹本光寺には、参拝者が絶えない

督を務めたという立場が関係していると考えられています。このような大名墓の主体部までの学術調査事例は全国に乏しく、極めて重要と言われています。幸田町として、出土した副葬品を後世に残していくための保存対策と国の文化財への指定に向け、本光寺深溝松平家東御廟所を含む全域の保存整備を支援していきます。

次世代へ引き継ぐ幸田町の財産

これら古典的な伝統芸能や歴史的な文化遺産を次世代に確実に引き継ぎながら、「夢のある、心のかよ、活力あるまちづくり」を積極的に推進していきます。

そして、少子高齢社会や地球環境を考える中で、移動が容易でない人も公共交通等により皆が便利で移動しやすくなることで低炭素型社会を実現できることにもなり、このような「人と環境にやさしいコンパクトなまち・緑住文化都市」を形成していくことが、幸田町の次世代を見据えた重要な成長戦略となるのではないのでしょうか。そんな思いを込め「夢と活力があり持続可能な町」として発展するよう、町民の皆さんと協働してまちづくりに取り組んでいきます。

(町長 近藤徳光)

21世紀の火葬炉

発明協会賞受賞

科学技術庁長官賞受賞



富士建設工業(株)

本社：新潟市 ☎(代表) 025 (255) 4161

静岡県 新居町斎場 やすらぎ苑

政 策

集落の暮らしの安定・安心求め報告書

国土交通省
研究 会

高齢化が進む過疎集落の機能維持・経済基盤の再構築等のために講ずべき施策のあり方を検討していた国土交通省・集落課題検討委員会(座長・奥野信宏(中京大学教授))は、このたび「中間とりまとめ」をとりまとめ、公表した。集落に住む人が安定・安心して暮らせるようになるための具体策を提示したほか、これら施策を実現するにあたって必要となる人材と資金の確保の促進を求めている。「中間とりまとめ」の概要は次のとおり。

集落課題検討委員会中間とりまとめ(概要)

1、集落課題の背景と基本的な取組方針

中山間地域など生活や生産等の面で条件が不利な地域では、人口減少、高齢化の進展が著しく、維持・存続が危ぶまれる集落が存在している。平成18年度に国土交通省・総務省が実施した「国土形成計画策定のための集落の状況に関する現状把握調査」によると、全国の過疎地域等に存する集落約62,000のうち、高齢者割合が50%以上の集落は約8,000、集落機能の低下又は機能維持が困難である集落は約9,000、今後10年以内に消滅又はいずれ消滅の可能性のある集落は約2,600となっている。

人口減少、高齢化の進展が著しい集落(以下、単に「集落」という。)では、住民の買い物、地域交通、医療・福祉等の日常的な生活サービスの確保や、水路の維持等の生産機能、冠婚葬祭等の生活の相互扶助機能等の維持が困難となることが増

加している。また、地域の伝統文化の喪失、農用地や森林の荒廃、災害への対応力の低下など様々な問題も発生している。

一方で、国土交通省が平成20年度に集落の住民に対して実施した「人口減少・高齢化の進んだ集落等を対象とした日常生活に関するアンケート調査」(以下、「日常生活に関するアンケート調査」という。)(によると、全体の90%近くの世帯主が将来的に集落に住み続けたいという意向を持っており、高齢になるほどこの傾向が強いが、30歳代、40歳代の世代においても、将来的に住み続けたいとの意向が多く占めている。

本委員会では、こうした住民の居住継続の意向を踏まえ、集落で現に住んでいる人の暮らしの安定・安心の確保を緊急的課題と捉え、取り組むべき施策の方向性を検討し、とりまとめた。

その際、次の3点を集落課題への取組に対する基本的姿勢とした。
①行政の力だけに頼るのではなく、地域に関わる多様な主体が連携すること
②地域内の関係者だけで取り組むのではなく、地域外の力も活用すること

③市町村や集落等の既存の枠組みにとらわれない、柔軟な発想の下で行うこと

2、基礎的な生活サービスの確保

(現状の認識・課題)

集落では、人口減少等によって診療所、商店等の撤退が進行している状況にある。「日常生活に関するアンケート調査」によると、医療や食料品・日用品の買い物といった基礎的な生活サービスにかかわることについて、困っている、あるいは不安に思うといった住民が多い。

さらに、同調査では、世帯主が高齢になるほど自動車運転する人の割合は減少し、移動手段の選択肢が減少していくものと考えられる。特に一人暮らしの女性では、車を運転する人の割合が極端に低くなっており、自動車を運転すること以外の移動手段の確保が重要な課題となっている。

また、かつては集落を基本単位とする生活の相互扶助機能の發揮等により、基礎的な生活サービスが維持・確保されてきたが、高齢化等により、集落の機能は低下してきている。一方で、財政制約や市町村合併による広域化によって、集落に対する市町村行政の目が届きにくくなっている面もある。

(施策の方向性)

基礎的な生活サービスの確保方策については、住民自らが構想段階から実践に至るまで、相互扶助的な考え方も取り入れながら、主体的にかかわることが重要である。この際には、ITの積極的な活用を考慮すべきである。

基礎的な生活サービスを集落住民に効果的に提供するためには、医療、食料品・日用品の販売、金融等の複数の生活サービスの提供機能を集約した「小さな拠点」を整備するとともに、それへのアクセス手段を確保することが有効である。

平成21年7月に過疎地域の市町村を対象に国土交通省が実施したアンケート調査によると、約半数の市町村で、基礎的な生活サービスの提供に係る施策として、「小さな拠点」を整備し、当該拠点と集落間を結ぶ移動手段を確保することが望ましいと考えている。

「小さな拠点」に必要な施設としては、診療所や介護施設、食料品・日用品等を扱う商店、年金をはじめ生活に必要な現金を引き出すための金融機関のほか、集会所、図書館、郵便局、子育て支援施設、一次産品等の加工施設・直売所、カフェ等の多様な施設が考えられる。これらの施設は、車が運転できない高齢者等であっても一度に用事を済ませられるように、徒歩で移動できる範囲内に集約して立地することが望ましい。

このように様々な施設が集約して立地する「小さな拠点」は、人々が直接出会い、交流する機会を提供する場としても機能し、地域の「絆」を再構築するという役割も期待できる。

「小さな拠点」によって基礎的な生活サービスが提供される空間的拡がりには、地域の実情に応じて考えられるべきであるが、サービスの提供が経営として成立する規模とする必要がある一方、住民が身近さや一体感を実感でき、住民の相互扶助の意欲を喚起できる範囲であることが必要である(例えば、診療所の経営が成り立つなどの人口規模は2,000〜5,000人(中学校区や昭和の合併前

策 略

市町村程度)とされており、こうした範囲も一つの目安。

集落が衰退する一方で、合併の進展で市町村領域が広域化する中で、既存の集落と市町村の間の領域で、このような取組が必要となる場合が多いと考えられ、こうした拮抗の中で取組を進める運営主体や機能をどう確立していくかが重要な課題となっている。いずれにしても、「小さな拠点」としてへのアクセス手段の確保は、自治会のほか、NPO、農業協同組合、生活協同組合、交通事業者、市町村等の多様な主体の参画により実現され得るものと考えられ、それら多様な主体の相互の連携が図られるよう、合意形成を行うための場の設定が重要である。

- ・(施策推進にあたって検討を深めるべき論点)
 - ・合意形成の場の設定に向けた環境整備
 - ・合意形成の場の設定のきっかけとなる、ワークショップの開催や、その議論を通じた計画・構想等の策定に係る経費に対する支援の検討
 - ・多様な主体による合意に実効性を持たせるための仕組み
 - ・合意結果に対して実効性を持たせるための支援の検討

3、多業による生計の維持

(現状の認識・課題)

集落の多くは、中山間地域等の農業生産の条件が不利な地域にあり、大規模経営による収益確保が困難であるなど、スケールメリットを追求する「規模の経済性」は成立し難い状況にある。

「日常生活に関するアンケート調査」によると、高齢化が進展する集落において、世帯の主たる収入としては、公的年金を挙げる世帯が多く、農林漁業収入を

主たる収入であるとする世帯の割合は、勤め先収入を主たる収入であるとする世帯の割合よりも少ない。そのような状況の中で、工場の海外進出等に伴う農山村からの企業の撤退や、公共事業の減少等を受け、地域の就業機会が減少している。同調査によると、困っていることとして、近くに働き口がないことを挙げる住民も多い。暮らしの安定・安心を確保するため、少額の追加的収入を求めて新たな事業に取り組もうとする場合に、事業に関する情報の不足や煩雑な手続き等が障害となることも指摘されている。

(施策の方向性)

収入の基礎となる農林漁業収入や年金に加えて、少額であっても収入を追加することで、生計の維持を図っていくという観点から、共有する資源を有効に利用する「範囲の経済性」が発揮できる「多業」や「半農半X」という就業形態で事業を展開することが必要である。

多業の展開に当たっては、地域独自の資源を活かして、少量でも、物語性のある高品質な独自のブランドの確立等が必要であり、生産だけでなく、マーケティング、ITを活用した販路開拓や情報発信等が重要である。さらに、高速道路の活用等により都市との交流の活性化を図るなど人を地域に呼び込む取組も重要となる。

(施策推進にあたって検討を深めるべき論点)

- ・多業による新たな取り組みを促進する環境整備
- ・情報不足、手続きの煩雑さ等に対処するため、ワンストップサービスによる情報提供や相談窓口の仕組みの検討
- ・専門による事業展開を前提としている現行制度に対する弾力的対応の検討

4、管理放棄地への適切な対応

(現状の認識・課題)

耕作放棄地や手入れの行き届かない森林によって、周辺営農環境の低下、風景・景観の悪化など外部不経済が発生している。また、鳥獣被害の原因となっているとの指摘もあり、生産、生活の両面で支障となっている。

しかし、すでに原野化してしまった、かつての農地は、耕作放棄地としてとらえられていないことや、森林では何をもち管理放棄とするかという定義が不明確であることなど、管理放棄地の実態把握が不十分である。さらに、管理放棄地の問題への対応について責任の所在が曖昧となっている。

また、現時点で所有者が不明な管理放棄地に加え、地域内に所有者が不在の土地や後継者が不在の土地など、将来、所有者不明の管理放棄地となる懸念のある土地が存在している。これに伴い、現時点で既に境界が認知できない、あるいは、数年後には境界の認知ができなくなるといった事態の発生が懸念されているところである。

(施策の方向性)

農地は、いったん耕作を放棄すると、用水路に泥が堆積したり、農地に雑草が生い茂るなどにより農業を行うことが困難となるため、耕作放棄地の拡大防止を図ることが重要である。そのため、認定農業者への農地の集積の促進に加え、二地域居住者やU・J・ターン者の就業促進、地域と共存しながら営農したいという企業の参入など、既存の担い手との協働による重層的な担い手の確保が必要である。

また、集落内の農地や集落に近い里山については、管理放棄されると、集落に

残る住民の生活に特に影響が大きいことから、地域による共同管理、共有、認可地縁団体による所有など多様な管理手法の導入の検討が必要である。

さらに、適切な管理の前提となる、土地の境界明確化作業をいかに早く進めるかが重要な課題であり、国家的課題として取り組むといった視点も必要である。

(施策推進にあたって検討を深めるべき論点)

- ・担い手確保のための円滑な調整の仕組み
- ・営農希望者や、農地の管理を他者に委ねたいと考えている所有者の相談にのるとともに、両者を紹介する仕組みの検討
- ・管理放棄地による外部不経済を抑制する特別な仕組み
- ・土地所有者の同意を得ずとも適切な管理が実施できる仕組みの検討

5、施策実現のための人材と資金の確保

(現状の認識・課題)

これまで示してきた暮らしの安定・安心の確保のための施策を実現するためには、各種事業を企画し、実践する人材と、事業実施に必要な資金の確保が重要である。

しかし、人口減少、高齢化により集落での活動の担い手となる人材は不足している。一方で、都市側で地域の取組に貢献したいという意識は高まっている。最近、NPO等の地域活動を実践する団体で、収入よりも生き甲斐のために自己実現を図ろうという気概を持って、大学卒等の高学歴の若者が働いているのが見受けられる。若者の参加は、高齢者が多い地域に対して大きな刺激を与え、住民の地域活動への参加増や活動の幅の拡大に

政 策

つながっている。

また、公的な財政支援としてはソフト事業に対する支援策の充実が求められる一方で、国や地方公共団体の財政状況の悪化から補助金等に過度な期待はできない状況となっている。さらには、地域で活動するNPO等の各主体は、取組の立ち上げに要する資金確保が困難な状況にある。

(1) 人材の活動環境の整備 (施策の方向性)

様々な課題に対応するための事業を牽引するリーダーは地元人材から発掘、確保することが基本であり、その存否が地域での取組の成否の鍵となる部分が大きいの。さらに、地域での取組にかかわる多くの主体の対立する利害を調整するコーディネーターの役割も重要となる。これらの人材について、卓越した能力を持つカリスマ的な人材の出現を待つのではなく、意欲のある普通の人材がリーダーやコーディネーターとなって活躍できる仕組みが必要である。

そのため、外部から地元の取組をサポートする体制として、豊富な経験等から事業全体のプロセスを立案・構想する能力を有し、地元の人に助言しながら一緒に事業推進を担うプロデューサー等と呼ばれる外部人材や、専門知識を使って取組の一部をサポートするアドバイザーが必要である。

さらに、地域のニーズと、こうした外部人材をマッチングさせる役割として地域づくりを支援する中間支援組織を活用することが重要である。

(施策推進にあたって検討を深めるべき論点) ・地元ニーズに対応してプロデューサー等が十分なサポートを実施できる環境

整備が重要であり、そのためのプロデューサー等の育成・強化の多面的な方策

・集落における地域活動の中からプロデューサー等が育つキャリアステップの確立

・豊富な経験と高度な知識を有するプロデューサー等がそれに見合った一定程度の安定的な収入を獲得するための工夫

・第一線を退いた人がプロデューサー等として活躍できる環境整備

・若者の地域活動への参加に対する門戸拡大と育成を図るための地方大学等との連携

・地域の各主体がプロデューサー等や中間支援組織の支援を受けやすくするための環境整備

・プロデューサー等や中間支援組織の実績や能力に関する情報の提供方法等の検討

(2) 資金の確保 (施策の方向性)

ハード整備を中心に進められてきた国や地方公共団体の支援について、これからはソフト施策に対する財政支援の充実が必要なものとなる。

また、CSRの精神を地域に向けて発揮させることや、地域出身者、地域在住者などの個人の持つ地域貢献意識を顕在化させることを通じて、民間資金の確保を行う、いわば「志」ある投資を促すことが必要である。このため、寄付を促進する仕組みのほか、「コミュニティファンド、NPOバンク、マイクロファイナンスなど」民間の資金供給に向けた様々な工夫が必要である。

CSR活動のほか、社員の福利厚生

一環、CSRの要素を含みつつ本業のビジネスにも還元しうる活動、地域で生産する再生可能エネルギーを都市内の事業所が購入するなど都市との連携による環境を軸にしたビジネスの展開など、多様な形態で企業の参画を促進していく必要がある。

(施策推進にあたって検討を深めるべき論点)

・民間からの投資・寄付を促す環境整備

・「志」ある投資の考え方も取り入れた新たな商品の開発等(例えば、人との有機的な繋がりをもとに価格を上乘せした棚田米の販売)に関する情報提供

まとめ

近年、国土における社会活動の最も基本的な単位であるコミュニティの機能が衰退している。特に、集落では、急激な人口減少、高齢化の進展により、それが顕著であり、地域の「絆」を再生し、住民の暮らしを守ることが最優先課題である。本中間とりまとめでは、現在、直面する集落の課題に対応し、どのように集落の暮らしの安定・安心を確保していくのか、という観点から、施策の方向性と検討を深めるべき論点を整理した。

「施策推進にあたって検討を深めるべき論点」については、今後、地域での議論の進展とともに、関係府省が連携して具体的な施策につなげるための検討が進められることを期待するものである。これから5年程度のうちに、いわゆる「団塊の世代」が全員65歳以上となり、さらに、これまで集落を支えてきた昭和1桁生まれの人たちが全員80歳代となること

う状況も踏まえると、これらの論点については緊急に、検討を進め実行に移していかなければならない。

その際、集落課題に対する処方箋は一律ではなく、それぞれの地域の実情に応じて異なるため、「地域主権」の下、地域自らが対策を定めて実践していくことが重要である。国に対しては、緊急的な対応を必要とする地域に対する支援とともに、人口減少・高齢化という今後我が国全体が抱える課題に対する先行的な地域での実験的な取組という側面から主導的な役割を期待する。

一方で、集落の置かれている状況は様々であり、取り組むべき課題も多岐にわたる。例えば、より積極的に若い世代の転入を目指して世代交代を図り、集落の活性化を推進することが重要課題である集落もあり、これについては農商工連携の取組なども含め、別途、検討が深められることを期待する。さらには、集落の存する中山間地域は、小水力発電、木質バイオマス等の自然エネルギーを豊富に利用できるという地理的・自然的特性を有しているため、低炭素社会では、条件の不利な地域から有利な地域へと転換する可能性があることを踏まえ、新たな戦略を検討することも考えられる。

逆に、新たな若い世代の転入は望まず、高齢化がさらに進展し、消滅を逃れられない現実を踏まえ、集落住民が有している技能やかつての暮らしの記録等の保存、無居住地域における国土管理のあり方、地域住民による十分な話し合いの下での計画的撤退などが重要課題となる集落もある。こうした集落を巡る課題についても、今後、別途、検討していくことが必要である。

随 想

嘘をつかない事

山梨県町村会長
南都町長 望月 秀次郎
もちつき ひでじろう



山梨県と静岡県の県境に位置し、四方を山々に囲まれた典型的な中山間地に属する南都町は、面積二〇〇・六三平方km、人口九五五七人(平成二十一年十一月一日現在)で旧富沢町と旧南都町の二つの町が、所謂平成の大合併によって、山梨県で最初に合併を成し遂げた町です。合併した町、合併しな

かった町、今なお合併を模索している町など、時の町村長が骨身を削って成し遂げる町作りは、一概にこうあるべきであるとして一絡げにできるものではありませんし、合併をしないのは町村長がその職を失いたくないからであるという論評は、全くの筋違いであり論外であります。

だいぶ以前から町村も経営感覚を持って行政を遂行すべきであるという意見が大半を占めるようになり、費用対効果や、無駄を省くという観点に立った論評や提言が主流を占めるようになりました。確かに、私達が予算を組む時の歳入は、住民の皆様が血の滲

むような思いで納めて下さる税金であります。それだけに千円単位の予算の削減もしながら毎年の予算を編成しているのです。

地域住民の皆様から見ると、何故か役場はゆるま湯に浸った中で仕事をしているように見える点があるのかもしれませんが、予算編成の折も、日々の業務に取り組む折にも役場職員が、地域住民のことを思わないで仕事をする事などあり得ません。職員が単に給料を得る手段として役場に勤めているのであれば、町村は疾つの昔に疲弊し、姿を消しているはずで、職員は誰しも役場に勤務できたら自分の住む町を「日本一の町や村」にするのだという気概と希望を持って採用試験に臨んでくるのです。合格し役場に勤務することができた暁には、その気概を忘れることなく退職するまで持ち続けるのです。そうした職員の思いを実現し、我が町はどの町村と比較しても決して劣ることのない町作りをするのが町村長

に課せられた大きな仕事の一つであると思っております。

現在、懸命に努力し市を立て直しておられるA市の職員の皆様には大変申し訳ない表現になることをお許し願いたいと存じますが、A市が、世に言うところの倒産という不幸な事実と直面した報道がなされた時、私共の周囲でもうかうかしているA市になるぞ、という大変厳しい意見が連日のように寄せられました。A市がそのような結果になった原因は諸々の条件が重なった結果でありましようが、私は職員に原因の一つは民間会社で言えば粉飾決算をしてきたからであると話ししました。行政と民間とを問わず粉飾決算などしていたら何が真実なのか分からず対応も全く違ったものになってしまうだろうから、当たり前と言えば当たり前であるが、「正直に予算を編成し、執行し、決算すべきである」、この点を見落としてA市の問題を考えると結論が全く違ったものになってしまうのではないかと話しました。A市のことは、他山の石として学ぶべきであると思っております。

ところで、第四十五回衆議院選挙で政権が交代するという大変な経験を私共はしております。新しく政権の座に就いた民主党が脱官僚を旗印に事業仕分けという手法の元に予算の無駄遣いを洗い出しています。この手法には賛

否が分かれていますが、総じて予算のあり方が国民の目に触れる場所での議論されることに好意的な国民が多いようです。仕分けの対象となった個々の事業については、各界各層の意見があることは当然のことと思いますが、私は少々切り口が粗すぎると思っております。余りに短兵急に事を急がず、足腰をどっしりと据えて国家を作り上げて下さるよう願うものであります。国作り同様、町村作りは、一朝一夕になるものではありません。町村作りの費用の大半が税金であるという現実を踏まえ、いかに無駄を省き、なおかつ住民の皆様が安全で安心して住むことができる町作りをしていく事に、時の町村長の苦労があると考えます。

最後に甚だ生意気な事を記して拙い文章を終えたいと思います。

松代藩(現在の長野県)の財政立て直しに心血を注いだ恩田木工が残したと伝えられる言葉があります。それは「為政者が嘘をつけば領民は必ずその嘘を見抜き信頼しない。領民の信頼なくしては改革はおぼつかない。それ故、為政者は、決して嘘をついてはいけない」という言葉です。改革を断行するにあたり恩田木工が己に課した厳しい姿勢は、いつの世にも通じる人の上に立つ者の姿勢であると思えます。